

## 平成25年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成25年3月26日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第5 議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第17 議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について
- 日程第18 議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第19 議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算について
- 日程第24 議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第27 議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第29 議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算について

- 日程第30 議案第38号 本巢市教育委員会委員の任命について  
 日程第31 発議第1号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について  
 日程第32 発議第2号 個人保証の原則廃止を求める意見書について  
 日程第33 発議第3号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書について

本日の会議に付した事件  
 議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 安藤重夫君と9番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、総務企画委員会より報告をいたします。

3月18日午前9時から、本庁舎第1委員会室におきまして総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件7件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、本巣中学校敷地内の防災倉庫を視察いたしました。

次に、総務部関係の付託案件、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第7号 本巣市新型インフルエンザ等対策本部条例について、議案第8号 本巣市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、議案第9号 本巣市税条例の一部を改正する条例についての審査を行い、その後、議案第31号 平成25年度本巣市一般会計予算のうち、総務部、議会事務局、根尾総合支所及び他の委員会に属さない予算について協議を行いました。

議案第31号について、委員からは、固定資産税の償却処分が減少し、家屋分が増額となる原因について、市たばこ税の税収がふえる理由について、たばこを市内で購入しても市の税収とならないことがあるが対応策はあるかについて、全国森林環境税創設議員連盟負担金の必要性について、防災土育成事業の資格取得予定者について、地域振興基金の残額と利用計画について等の質疑があり

ました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行い、その後、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、企画部に属する予算について協議をいたしました。

議案第31号について、委員からは、地方消費税交付金や自動車取得税交付金が減額となり、地方交付税が増額となる理由について、田舎暮らし体験事業の実施時期について、モレラ北の市所有地の基本構想策定について、マスコットキャラクター「もとまる」の使用料について、合併10周年記念式典について等の質疑がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

おはようございます。

文教福祉委員会から報告をいたします。

3月19日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件の審査、協議案件1件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

議案第31号の協議では、生息生物実態調査の委託先について、養育医療助成事業の対象者数についての質疑がありました。

続いて、健康福祉部の付託案件、議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について、議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

議案第31号の協議では、糸貫東幼稚園建設事業の工期について、地域見守りネットワーク事業は

どのように地域の協力を得るのかについて、児童手当と予防接種の予算額が減少した理由について、中野会館整備事業の補助金についての質疑がありました。

また、報告案件として、本巢市地域福祉計画の策定について、本巢市健康増進計画の策定についての報告がありました。

引き続き、教育委員会関係においては、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、教育委員会及び根尾総合支所に属する予算について協議しました。

委員から、小・中学校のエアコン設置費用の見込みと電気使用料について、学校給食費の滞納について、ジョギング大会の開催場所と開催時期について、小学校運動会の開催時期の変更理由について、屋井教育集会所の利用目的について、糸貫公民館図書室の改修計画と利用状況について等々の質疑がありました。

以上、報告といたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、産業建設委員会の報告をします。

3月21日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件11件の審査、協議案件1件について慎重に協議しました。

初めに、産業建設部の付託案件、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例について、議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について、議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について、議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についての審査を行い、協議案件については、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第31号について、委員からは、建設課関係の職員数について、自治会要望への対応状況と事業の繰り越しについて、うすずみ温泉周遊歩道整備の目的と観光客誘致について、間伐補助事業の3事業体への補助と間伐材の利用について、観光協会への補助金と運用状況について、オーナー桜の現状と今後の管理について、「御姥様の水」の水質検査と周辺環境の整備について、根尾公共下水道終末処理場の裏山の治山整備要望について、新規就農補助金等の対象作物と今後の計画について、景観計画策定業務予算の増額理由について等の質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特

別会計予算について、議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算についての審査を行い、協議案件については、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算のうち、上下水道部に属する予算について協議を行いました。

議案第31号について、委員からは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の予算が前年度より1,500万円ほど減額となった理由について、合併浄化槽の処理機能の違いについての質疑がありました。

以上、報告します。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第6号から日程第9 議案第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第9、議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第6号から議案第12号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員から、どのような組織を立ち上げるのかとの質問に対し、本部長には市長、本部員には部長級職員で組織する対策本部を設置する。また、必要と認める場合は対策本部に健康福祉部の保健師等を含めた部の設置を想定しているとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査を行いました、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査を行いました、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部より、この条例は新型インフルエンザ等緊急事態措置のために、他の自治体から本巢市に派遣された職員に対して派遣手当を支給するものであるとの説明があり、委員からは、市町村間で相互に派遣し合うことになるが、派遣手当は統一するののかとの質問に対し、執行部から準則が示されており、各市町とも同額となると思われるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査を行いました、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第7号 本巣市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市新型インフルエンザ等対策本部条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 本巣市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市暴力団排除条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第11号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号 本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第10 議案第13号から日程第15 議案第18号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第13号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第18号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第13号から議案第18号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

それでは、報告をいたします。

議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

本巢市の廃棄物処理施設はどこにあるのかとの質問に対し、神海に1施設と根尾に2施設あるとの回答があり、廃棄物処理施設技術管理者の資格を持った職員はいるのかとの質問に対し、生活環境課の職員が日本環境衛生センターの実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受け、技術管理者の資格を取得する予定であるとの回答がありました。

また、講習により資格を取得するまでの間の対応についての質問には、生活環境課の前任職員の資格で運用することで県の了解を得ているとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

本巢保育園と本巢西保育園の跡地の利用計画はあるのかとの質問に対して、今のところ利用計画はないとの回答があり、委員から、安全管理のためにも早く跡地利用方針を決定するよう要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

新しい子どもセンターは市内全域の方の利用を予定しているのか、それとも他の場所に設置する予定があるのかとの質問に対し、本巢市全域の方が利用する施設として位置づけているとの回答があり、委員から、市内全域を対象とした施設であることを市民に周知するよう要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

16号、18号も共通するわけですけど、施設名称統一のためということで、本巢市立という名称を

なくすわけですね。ということは、いろいろ考えますと本巢市立がなくなったということで、民間にこれから運営の参入の機会を与えるというふうにも捉えられるわけですので、これが施設名称統一のためということでありますけれど、本巢市立というものを削除するということは、一般に言われる公設民営というふうな道を、これからそのように本巢市が進むのかということが心配というか懸念されるわけですが、そのようなことは委員会で話があったのかどうか、またどのような考えか、お聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

そのような質問はありませんでした。

私にどう考えると言われても、ちょっとそれは大きな問題ですので、今後のことはやはり行政のほうでしっかりと検討されていくと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

委員会でそのような質疑はなかったということで、行政のほうとしては、私が先ほど申しましたように、民営化の方向に進んでいくのかどうか、その点を教えてください。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの議員さんの御質問でございますが、今回の条例の改正につきましては条例上の名称の変更ということで、条例の中では市内の小・中学校につきましても一応12校、それとあと保育園につきましても既に4つの保育園が市立がない状態であります。今回、統一を図るという意味で条例改正を上げさせていただいたわけでございますが、名称を市立を外すことによって民営化をするのではないかとございまして、決してそのようなことはなく、現状のままで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第16 議案第19号から日程第22 議案第25号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第16、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例についてから日程第22、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第19号から議案第25号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、報告します。

議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からこの条例に定める道路構造の基準は、あくまでできる規定と思われるが、市としてどの程度できる規定を取り入れていくのかとの質問に対し、執行

部から、極力正規の基準に基づき道路を整備するのが原則と考えており、やむを得ない場合のみこの基準を適用するとの回答がありました。

また、委員から、歩道の幅員等はこの条例の基準でよいのではないかとの意見も出ました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りました。委員から、面積要件に変更はあるのかとの質問に対しては、面積ではなく投下固定資産の額と新規雇用者数で判定するとの回答があり、製造業に限らず小売業も対象にしてはどうかとの質問に対しては、小売業は今後の検討課題であるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今の委員長からの報告を伺いましたが、この条例改正を要約しますと、地域の実情に鑑みて道路整備をしやすいようにするといったことが目的であるかと思いますが、これを改正した後、この基準に基づいて道路が新築されたり改築されたりしていきますと、現行の基準で整備されておるものと新しい基準で整備されたものが市道の中で混在する状況となりますね。もっと極端なことを言いますと、同じ路線の中でも現行の厳しい基準で整備されたものと、今回緩和したものでやるということになると思いますが、その面で安全上の問題について心配されることはないのか少し疑問に思っていますが、その点についていかがですか。

産業建設委員会委員長（鶴飼静雄君）

先ほど報告しましたように、例えば歩道は2メートルを1.5メートルにすることができるとか、地域の状況によっては、そういう今度の改正なんですね。だけれども、基本的にはできる規定というよりは、現行の基準を、正規の基準を守っていきたいと。どうしてもだめなところについては、この新しい適用をするということなので、今心配されるようなことについては懸念する必要はないだろうというふうには考えております。だから、あくまでもできる規定で、それを推し進めるといふ方向ではないということは申し上げておきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

今、黒田議員からの質問とよく似ておるんですが、こういった条例を定めることによって、道路の規格その他歩道も条例が定まるということができる規定とか目標規定とかというようなふうにとれたんですが、それが条例としてうたい込んでよろしいですかという疑問を持つんですが、いかがでしょうか。

産業建設委員会委員長（鶴飼静雄君）

今回の執行部からの提案理由にもありましたように、国のほうでこういった基準について条例で定めるという規定がなされました。

その中に、地域の特質性によっては従来基準よりも狭めてもいいですよという規定がもともとの法律に入っているんで、基本的にそれを踏襲して条例をつくったということで、旧法との整合性は全く問題ないだろうというふうに思っています。

議長（後藤壽太郎君）

いいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今回の改正内容を見てみますと、奨励金の体制ということではありますが、製造業からいろんな業種に拡大することについて、また新設から増設と移設についても拡大することについては今の状況を鑑みるといいことかなと、より企業が進出しやすい状況をつくることについてはいいかと思えますが、屋井の工業団地について申し上げますと、この団地については約30億円という巨額な投資をして整備をした団地でありまして、この団地を整備する当初の目的というのは、やはりそこに工場を誘致して入ってくる固定資産税ですとか、また雇用の面で拡大が見込めて、市内の在住者にも雇用の場が見込めることと、またそこへ働く人が市外から来ていただいて、また本巢に住んでいただいて、いろんな市民税等の税収をふやすこととか、また転入者がふえることによって市内のいろんなことが活性化するというような、こういった大きな目的があってこれだけの投資をして整備をした団地かと思いますが、今回の改正内容を見てみますと、新規雇用の拡大として従業員の数を削除するというようなことではありますが、この雇用の面について私は心配されると思うんですが、当初の目的が達成されるかどうかということにつきまして、雇用が改正することで縮小するかなという懸念があるんですが、その点についてはいかがですか。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

特に今言われたのは雇用の面ということですか。

それについては、従来よりも基準についてはちょっと垣根を低くしたと。そのほかの、さっき議員からもありましたように、対象範囲とかあるいは対象業種、対象事業についても改定をしたということで、あわせて対象要件についても緩和をしたという部分があります。そのことによって、単品で見れば雇用については今まで10人以上が5人以上ということで半分になりますが、全体の改正

によって企業誘致が図られれば、その部分はクリアできる可能性は十分あるのではないかというふうに私は思っておりますけれども、そういった意見は出ませんでした。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

質疑ではございませんが、当初ここを整備した目的というのは、僕は一番の目的は雇用であったというふうに思って、これまで進めていた経緯がございますので、やはりその点は執行部におかれましては十分に気をつけていただいて進めていただきたいと。今回の改正は企業が進出しやすいという状況をつくり出すことについては大いに賛成をいたしますが、そのことについては今後しっかりとやっていただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第23号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を35分からにします。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第23 議案第31号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第23、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

土木費についてちょっとお尋ねします。

90ページに橋梁の維持費4,800万が見てあるということとか、当初予算の説明資料で市道根尾55号線市場橋新設事業、老朽化が著しいためかけかえを行うとか、それと林政課のほうになりますけど、塩谷橋、名前ちょっとはつきり読めませんが、塗装事業と、これも年数の経過により塗装の剥がれや腐食が目立つため塗装工事を行うというふうに、こうやって橋についての予算が見てあるわけですけど、市道についてはこのようにやっておかれておるし、去年の暮れにトンネルの天井が落ちたというようなことで、全国的にいろんな点検がされておると思いますけど、本巢市においてもトンネルとか橋とか、そのような構造物がかなりあるわけですけど、そういう総点検というか、そういうことをされておるのかどうか。

また、特に国道も2本あるし、県道はそれぞれ生活道路のような感じで集落に張りついておるのが県道ですけど、県道についても相当な構造物があるということで、1つ例を挙げてみますと、私の地元の政田交差点は今改良工事をやっていますけど、あの橋が昭和27年にできた橋でありまして、今改良工事を行っておるわけですけど、昭和二十七、八年、要は戦後にできた橋となると、今僕が話しているのは県道のほうでありますけど、60年前にできた橋ということになるわけですね。要は50年、60年たった橋とかそういう構造物が本巢市内の市道、県道、国道にも多々あるのではないかと思いますけど、そのような全体的に、もっと一般質問みたいなことで取り上げたほうがよかったかもわかりませんが、一般会計の予算を見て、市としてもこのように予算措置がしてあるということで、全体としてどのような状況にあるのか、先ほど言いましたように点検をされておるのか、そのようなことも含めてお尋ねをいたします。

もう1点、これも説明資料のほうですけど、都市計画課のほうですけど、新規事業で市営住宅等

長寿化計画策定事業、このようにありますけど、予算は350万ほどでありますけど、市営住宅、真正地域にも天神前住宅というのがありますけど、そこも旧真正町時代につくった住宅でありますけど、あれも例えばエレベーターがないということで、4階建ての施設なんですね。安いということで低所得者が入れるような住宅になっておるわけですけど、先ほど言いましたように4階建てということで、4階まで上がっていくのが、長くいる人は非常に階段の上がりおりが大変ということで、このことを踏まえて、例えばエレベーターもつけるようなことまで踏み込んでいかれるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、2点についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの橋梁点検につきましては、橋長が15メートル以上のものにつきましては橋梁の点検を完了しております。それ以下のものについて、今年度計画をしております。

先ほどトンネルのこともお尋ねになりましたが、市道でトンネルを管理しているものはございませんので、トンネルの崩落等あったときに一応その部分も調査をしまして、うちで対応する部分はないということでございます。

橋梁の長寿命化については計画年度を策定して、これから長寿命化に向けて工事をしていく予定でございます。

それから、もう1つの天神前住宅につきましては、市営住宅等長寿命化計画策定をしないと、今後事業の採択、国の補助でございますが、その補助の対象にならないということで、今年度から市営住宅の長寿命化計画を作成するものでございます。今おっしゃいましたエレベーターの件につきましては、長寿命化という意味ではございません。利用上の便宜を図るというようなことでございますので、長寿命化計画の中にエレベーターを含んでいるということではございません。

ただ、今後要望等もしあれば、そういうことも検討していくことは必要かとは考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、構造物のほうですけど、先ほど言いましたように県道とか国道が走っておるということで、小さい橋であっても、先ほど言いましたように50年、60年ということだと思います。県のほうへそのような要望というか要請というか、点検についてもされておるのかどうか、それもお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

詳細についてはちょっとお答えできませんが、県においても長寿命化については同じように調査をしておられまして、道路台帳等で橋の数とか製作年代とかについても検討はされております。

今後、どんな形で整備をされていくのかについてはまだはお聞きしておりませんが、確認をされているのは確かなことだと思います。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

3点お伺いをいたします。

1点はシルバー人材センターのことについて、もう1点は河原にある公園の予算について、それからもう1点は今回行われる予定になっている小・中学校のエアコンの問題、それに関連して東幼稚園の工事費等についてお伺いいたします。

シルバー人材センターに関しては、隣の町でもいろんな問題が出てきたかと思っておりますけれども、本巢市においてもたくさんの補助金が出されている。そういう中において、本巢市の随意契約という形で委託している金額が相当な金額になっているであろうと。また、そういう中においてある程度の利益が上がっているというふうに伺っております。社団法人というような形になっていきますので、利益を出さないために、その利益を研修という形で旅行で使われているように聞いております。会員だけが名前だけを登録していると、ただで旅行に行けるからシルバーの会員名簿に登録しておくんだという声も聞いております。

そういうような中において今回も予算が組まれている。本当にこの予算が正しい予算なのかなということも含め、またどの程度の利益、また逆に言うと補助を出さなくてもやっていけるんじゃないかなという気もしておりますので、そのことに対しての意見をお伺いいたします。

それからもう1点、河原にある公園に約500万円近い予算が組まれているかと思うんですけれども、整備という形で、その整備をする中において、きれいに整備をした後、当然市民が利用するために整備をするかと思うんですけれども、その500万円近い予算の中にトイレの設置の費用が入っているのか否か。もし入っていないとするなら、整備をしたけれども、どうしてそこを利用した人が用をなそうとしたときに、また一旦帰って、それでまた遊びに来るのかということにもなるかと。そして、利用者の数が多ければ改めてまた開発をするというのか、整備をするというのは、逆に私のほうから見ると、建前は整備をしておるけれども、来ないようにしておいて、来る人数を少なくしておいて、結果として人数が少ないからもう整備をやめましょうというふうにとれてしまうのではないかと思いますので、そういうことも今後の対応等、いろんなことも含めて、少し今回の予算の中にどういうふうな割り振りがされているのか、お聞きをいたします。

それから、エアコンの設置の計画事業というか設計事業、それで小・中で約2,000万強の予算が組まれていますけれども、今の中でそれをどうしてするのかなど。確かに市長さんの所信表明、ま



た前回のマニフェストの中にそういうことが書かれていたけれども、本当に必要なと。

なぜ私がこんなことを聞くかといいますと、本巢保育園にしても西幼稚園にしても、設置をしたときに非常に工期が短かった。短い中でエアコンの設置をすることによって、片一方の工事は2社のJVで済んだかと思っておるけれども、もう1つのほうの西幼稚園のほうは7億を超えたことによって、電気というものが別途の入札になったかと思う。もう1つ何かあったかと思うんですけども、そういうような形で一括発注ができなかった。業者によれば一括発注ができないことによって、いろんな差しさわりがありましたというようなことも聞いておるわけです。

そういうような中において、今回の東幼稚園にも7億2,000万強の予算がなされていると思うんですけども、その中に当然エアコンの設置の予算も組まれているのではないかなと予測をしております。もしそうだとすると、東幼稚園と同じように分離発注ということになれば、工期が非常に短い中において、非常に難しいであろうと。もしエアコンの設置の部分だけを別にすれば、後からつける形にするなり、分けて後からやるようにするとなら、多分7億は切れるのではないかなと。そうすれば、一括発注ができるのではないかなというようなことも含めてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それではシルバー人材センターの件と、それから東幼稚園の件もいいですね。健康福祉部長に答弁を求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今、議員御質問のシルバー人材センターの補助金の件でございます。

中の事業で収益が出ておるということで、プラスマイナスをゼロにしないといけないということで、旅行とか何かというような話を今お聞きしたわけでございますが、内容についてちょっと私把握を細かくしておりませんので、この件につきましてはもう1つ、それだけ利益が出ていれば補助金も必要ないんじゃないかというようなことをおっしゃいましたけど、その辺も含めまして、1回、中をもう一度精査といいますか、見たいと思いますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

もう1点の東幼稚園のエアコンの設置ということでございますが、この発注につきましては建築工事、それと機械、それと電気、そして外構というふうに今回は分けさせていただきました。今回、建築の中に実は解体工事が、既設のものがございまして、これも一緒に含めて建築の中に入れてさせていただいて、電気につきましては先ほど言われましたように、かなりのいろんな種類の電気機器関係のものが中に入っておるといってもございまして、今回は電気は電気ということで分けて発注をしたいというふうに考えております。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、公園の件とエアコンの件につきまして、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、公園ということですけども、真正根尾川広場の除草ですけども、確かに500万、

消費税を入れて525万円ほど今回の予算で見させていただいております。その中に、トイレはおっしゃられるとおり含まれておりませんが、今回初めてこういうことをするというので、国交省とかほかの機関との調整も必要ですので、その工事のぐあいを見ながらトイレのことについても今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、エアコンについては先ほどの回答ではなく……。

〔発言する者あり〕

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

シルバー人材センターのことにおいては、前々からのいろんなことで私の一般質問等もあったかと思うんですけども、基本的には独立をさせて、市の補助をしない独立の機関という形にして、そしてその中で競争という原理の中で仕事を請け負うなり、随意契約ということではなしに、同業の業種の人もおられる。そういう中に競争原理を働かせるためには、やはりそういう形に持っていくことが望ましいのではないかなというふうでお聞きをしたわけです。それができるかできないかは今後の課題かと思っておりますので、そのことにおいては今回はこれでおきます。

それから公園整備のことなんですけれども、確かに河川というものはいろんな制約があります。そして時期もあります。鮎の遡上が始まる時期になれば、当然漁協のほうとしては許可を出しません。そういうようなことで、当然秋になるかと思っております。工事その他も秋以後になるかと思っております。そういう中において、木曾上、その他いろんな関係機関といろんなお話し合いをしていただいた中において、当然市民が自然の形として、もよおすものの処理ということを考えていただく、これは大いに結構でございますので、今後検討するということですので、それはそれでよしということにしておきます。

それから、東幼稚園の工事のことにに関して、エアコンを含めてということなんですけれども、7億を超えると一括発注ができないという形になるとするならば、非常に難しい工事で、難儀な工事であろうと思っております。その中で納期、要するに完成するまでの時間が非常に制約されているだろうと。ですから、工事を請け負うほうとしては一括で受けて、電気屋さんにしても水道屋さんにしても、そういうものを一括で受けることによって、工事の段取りが非常にしやすくなるであろうと。そういうことも含めて、今回の場合は特殊なこともあるかと思うので、あえて聞いたわけなんです。それが不可能ということになれば、当然いろんな形で制約が出てくる。完成をする時期が決まっている以上、いろんな無理をお願いしなければならないだろうと思う。また、余分な経費もかかるかと思う。そういうことも含めて、よく検討していただければよかろうかと思っております。以上で結構です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは今の話は全て要望ということで、よろしく検討のほどお願いをいたします。

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私、今回予算を注目していたところは、今の社会情勢から見て、国の政権交代による経済対策、それから防災力の強化、そして昨年発生したいじめ等の教育問題、それから震災事故を受けてのエネルギー対策というような、私としては大きな4つのテーマがあったわけですが、経済対策につきましては一般質問でもさせていただきましたが、今後国の動向を見ながら国の政策にのつとるというようなことでありましたし、また防災という面については十分な予算配分が今回はされているというように理解をしておりますが、教育の問題に今触れました。いじめの問題、今回も新規事業として、小・中ともに満足度調査なるような新規の事業も組んでおりますし、いじめ、不登校問題等対策会議の委員会報酬なんかの予算もされていますが、それらを具体的にどうやっていじめの防止につなげていくのかということが1点。

それともう1点は、エネルギー政策ということで電気、電力不足にどう対応するのかということになるかと思いますが、新年度予算につきましても昨年に引き続いて太陽光の発電の助成金は計上しておりますが、もう1つ節電というものに対して大きなポイントがあるかと。新しい電力をつくるばかりではなく、節電をどうするかということも非常に大切なエネルギー対策になってくるとと思いますが、その点につきましては具体的なものがないように思うんですが、去年は緑のカーテンとか実施していただいて節電対策等をやっていたんですが、その点につきまして節電というものに対しては具体的にどう進めていくのか、その点について伺いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、いじめ問題について教育長に答弁を求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま学級満足度調査の件で御質問いただきましたので、お答えをさせていただきますというふうに思っております。

いじめの件につきましては、前回の議会のときにもお答えをさせていただいているわけですが、このことにつきましては、学校だけではなくて、地域、そして家庭、子どもを取り巻いております大人が精いっぱい子どもたちの様子を見ながら、安心・安全に学べる学校づくりに取り組んでいきたい、そういう思いでいるわけですが、子どもたちは教員との信頼関係の中で、自分が今こういう状況にいるということを訴えてくれるといいわけですが、なかなか出せない場合もございます。前回の議会のときにも答弁させていただいたわけですが、そういうためにいろいろ相談機関、こういうことも手配をして子どもたちに知らせ、全てのところに頼ってこうよということで行っているわけですが、さらにそこに

もう一步踏み込みまして、学級の中での人間関係を調査しまして、そしていじめや不登校傾向の早期発見につなげたい、そういう思いで今度学級満足度調査を実施させていただこうというふうに思っているところでございます。

最終の目的は、先ほども申し上げましたが、安心して学べる学校づくりに効果を出したいということで、これを導入させていただこうというふうに思っています。

議長（後藤壽太郎君）

それでは節電について、総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

節電への取り組みということでございます。

議員御承知のように市役所内におきましては、昼休みの消灯ですとか、あと職員の1人1パソコンで使っておりますパソコンの待機中の節電といったことをやっておりますが、市域全体に向けての取り組みですと、これは組織内だけですけれども、市民環境部と連携をとりながら、今やっていることが全てではございませんが、一層の節電という形で3・11の後のことを忘れないということも含めまして、市民環境部と一緒にまた市民のほうへPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、節電のほうの説明がありましたが、庁舎内での節電は努力されていることは十分承知しておりますが、僕が言いたいのは全市域に、一般家庭に広げていかんと、なかなか絶対数で考えますと明らかに庁舎内だけの節電をやっても市内全域として節電にどれだけということをしみますと割合は小さいと思いますので、昨年緑のカーテン事業をやっていただいたんですが、そういったものをもうちょっと一般へ普及していただいて、全域で節電に取り組むという姿勢を何かもうちょっと考えていただけたらなと思ったんですが、そういうことです。

それと1番目に聞いたことですが、説明書を見ますと、具体的に何をやるかということになりますと、心理検査を実施ということになっておりますが、これについて具体的にもうちょっとわかれば、どのようなことをやるのかということをお伺いしたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を、教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

この中身についてでございますけれども、一つの生活調査と捉えていただいて結構かというふうに思っております。その中で友達関係、こういうことについてどういうことを感じているのかとか、それから先生の動きについて相談がしやすいかどうかとか、そういう生活調査をさせていただく中で、学級の中での人間関係、これは子どもたち同士、それから教師との人間関係、そして家族との

人間関係、こういうものを把握する中で、いじめ、そして不登校の様子を早期発見につなげていきたい。それを指導の中で生かしていきたいということでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

6番 高田君。

6番（高田文一君）

それでは2点ほどについてお聞きしたいと思います。

1つは、全体的な仕事量と職員の体制づくりというようなことになるかと思いますが、市長さんがいいのかなと思いますが、例えば今年度の一般会計が154億2,000万でございます。24年度が5年ぶりに150億を超えた一般会計の予算が盛り込まれております。さらにそこへ政権交代とは言いませんけれども、国、県、主に国ですね、名前は別にしても補助金であったり交付税であったり交付金にしても国からのお金が来て、それが3月補正ということが多い。例えば23年度、その前にさかのぼりますと、民主党政権が21年でございますが、あの年の9月、12月、3月と膨大な補正予算を組んで、仕事量はもちろんふえますけど、予算がふえれば当たり前、仕事量が膨らんでいくわけですね。当然、当該年度の予定があるところへ国県事業が入ってきて、当然また事業量がふえていく。

一方では年々職員の削減といいますが、対比を見ても今年度では3名でございますが、職員が年々減っていくという現実でございますが、今年度も先日3月補正を議決いたしましたけれども、確かに1年は12カ月でございますが、補正を入れていけばお金、事業は13カ月、14カ月の予算であったり事業だと思えるんですね。それを1年、12カ月の中で事業をしていくということが、あるいは一方では膨大な自治会からの自治会長を通しての要望が上がっているやに聞いています。そういうことで、市長さんがいつも言われています、確かに国が防災関係であったり、子育ても一部ありますが、市長さんがおっしゃっているような防災、子育て、景気回復、いっぱいボリュームの中に膨らんでいる事業をさらに市民の市民サービス、行政サービスとして進める。この職員体制が非常に、私素人でございますけれども、心配しているんですが、その辺今年度についての仕事量と職員体制について、まずお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、仕事量と職員体制についてということで、市長に答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、仕事量と職員数ということをお答えを申し上げたいと思います。

仕事がもちろんふえてくれば、当然職員に荷重がかかってまいりますけれども、今私が考えておりますのは、それぞれ特定の分野が今回の予算等々もふえてきております。その部分のところにつきましては、職員数というのは異動を行っておりませんし、今回は防災対策等々で新年度の組織

の中でも総務部関係等々には人員を強化しておりますし、また産業建設部にも職員を、東海環状等々もありまして職員の強化ということも新年度からやるように予定をいたしております。それぞれに重点を置いてやろうとしている仕事のところについては、職員数もそれなりに配置をしていくということで予定をいたしております。総数の中では組織を改正しながら人員を動かす措置をやっていく。

具体的に申し上げますと、管理職といいますが、そういったところを組織を少し改正するような形で人を入れかえる。そういうような形で、できるだけ実務のできる職員をふやすような形で仕事を対応していこうという形で今検討させていただいております。

ただ、これから仕事の量がふえてきて、職員数もふえてくるところで、これからまだ行革の一環として仕事量等々はまた見ていかなきゃなりませんけれども、現在のところ、仕事がふえるところについては一定のところの人数をカバーするというような形で新年度もやっていきたいというふうに思っております。

そういった中で、現在、我々が一番悩んでいるのは、多分どこの組織もそうですけれども、心の病というんですか、実際問題、私ども本巢市も心の病で休暇をとっている方が年々多くなってきておりまして、それも組織の中では1人分の組織で仕事量があるわけでございますけれども、こういう小さい300人ちょっとぐらいの組織の中で、そういった方が3人、5人と出てきますと、かなりそれぞれの組織の中に与える比重や影響というのは大変大きいというふうに思っておりまして、これからこういった心の部分のところをしっかりとフォローしながら、そういうふうにならないように職員管理をしていきたいなというふうに思っております。

常々、部長会議等、それから課長等の席でも、特に部下職員の健康問題というのを早目早目に把握して、適切な対応するよということ常々申し上げておりますし、またそのことが管理職の役目でもあるよということ常日ごろから申し上げておるわけでございますけれども、年々そういった心の部分でのダメージを受けて、職場を少し離れるという方が多くなってきておることありまして、多分そういう方を持っている組織のところは大変、通常の仕事量であるにもかかわらず、そういうことによって少し過重な部分が出ておるやに聞いておりますし、思っております。しかし、そういった方をなしで組織をつくっていくわけにはまいりませんので、やっぱり定数というのはそういう方も1人なら1人でございますので、そういうことにならないように注意していかなくちゃならないと思っております。

それと、先ほど申し上げましたように、そういった中で重点施策になっているところについてはそれなりの職員をカバーしてやるようにしてありますし、人がたくさんふえたから仕事量がどんどんできるかというものではありませんし、まして先ほどお話がありました自治会の要望等々というのは、職員をふやしたから自治会要望等々がどんどんできるかというものでもありません。予算との関連もありますので、制限がありますので、そこから大体どれぐらいの投資をするということ前提で仕事量というのをつくってきておりますので、要望がたくさんあるから組織に人をつければ、そして金をというわけにはいきませんので、そういう辺がちょっと違う部分じゃないかなと思って

おります。だから、自治会要望というのも一つ一つ丁寧にお答えしながら、できるだけ早くカバーしていきたい。そして、それには財源との絡みがあるということでございます。

それにあわせて、今回、国の補正予算等々がございます。国の補正予算の場合は、押しなべて市の事業のところに加えて入っていますけれども、今回の場合もそうですけれども、年間を通しての仕事になってまいりますので、国の場合は1つの事業がふえるにしても、手間暇の問題からすると、金額は大きくなりますけれども、事業総数はそんなに大きくふえてございません。それよりかは市の単独でやっている事業のほうは金額も小さい、手間暇もいっぱいかかって、そちらのほうが大変多くなっているというふうに私は思っております、大きな事業は金額は大きいんですけども、一つ一つの事業というのは本数は少なくなりますので、それほど大きな金額ほど過重にはなっていないんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国の要請、そしてまた市民のニーズにしっかりと応えていくということもありますので、これからも適正な人員配置、そして適正な仕事量、そしてまた財源等を関連づけながら仕事を進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

6番 高田君。

6番（高田文一君）

私などの素人が心配するほどでもなかったなというふうに今お聞きをしています。いつもおっしゃってられますように、行政サービスは職員の英知を結集してというふうにいつもおっしゃっていますので、その結集の環境づくりを今いろいろと御説明いただきましたのでとりあえず安心をしています。また機会がありましたら改めてどこかでお聞きをしたいと思っていますけれども、2つ目、よろしいでしょうか。

新規課題予算説明書をつくっていただいて、本当にこれ、わかりやすく私たちが勉強できる資料だと思ってまずお礼を申し上げますが、これの59ページですね。ここに今回新規ではございますけれども、森林には人々の気分をリラックスさせる効果があることが医学的に認められている。下の4番のところの効果見込みでございますけれども、森林セラピー、森林環境による健康維持増進ということが今回こういう事業目的であったり、事業の効果、見込みを書いています。私も本当に本巣市は森林が、森林があるということは山があって、自然が豊かなところであるということをおもっています。この自然はやっぱり大事にしなきゃいけないことと、その森林、自然を市民の皆さんが有効に使っていただくことがこの計画がますます生きていくんではないかと思っています。こういう計画は、実は山、森林、林は本巣市は広うございますので、今後のこういう計画についてどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思っています。

私、森林セラピーと健康増進と森林の保全というようなことを欲張って、過去に一般質問を2回しているんですが、そのときのことに触れさせていただきますれば、一つは特定健診であったり保健事業だったり、メタボの予防には運動習慣、特に歩くことがいいというふうに言われているんで

どうでしたかということをお聞きしましたことと、森林は災害や地球温暖化を防ぐ、当たり前のございますけれども、それが非常に大事であったり、3つ目は健康づくりですね。軽スポーツ、生涯スポーツの中にもこういうことが生かされているんじゃないでしょうかというふうにお聞きをしたら、そのときの御答弁が、関係各課との連携の上、進めてまいりますという答弁をいただいたんで、そのことを固定的といいますか、広めていただきながら、市民のそういう憩いの場をつくらせていただきたいということで、まず今3つのことをお聞きしたので、その一般質問のときに、今回もこういうことをやられるということでございますので、今言った3つのお立場ですね。健康については健康福祉部長さん、森林については林政部長さん、それから生涯スポーツなら教育委員会事務局長さん、それぞれ今のお立場でこういう森林セラピー、自然を大事にするようなことを、将来にどんなふうにお考えになっているか、それぞれのお立場でお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、この周遊事業についてということで、林政部長の奈良村竜生君、答弁を求めます。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

それでは、ただいまの御質問いただきましたことにつきまして、お答えをさせていただきます。

この資料の59ページにございます森林セラピーの関係でございますけれども、森林セラピーといえますのは、森林浴という言葉が一番初めの出だしといいますか、森林によって効果があらわれるということが言われたのが森林浴という言葉でございまして、この森林浴という言葉が生まれてからおよそ27年ほどたつそうでございます。ただ、ここの中ではその当時では医学的なデータが少なく、客観的な根拠が整っていなかったということでございます。

近年になりまして、人の生理的反応を医学的に計測したり評価する技法が飛躍的に進んできたということで、その関係からいきまして、唾液中のストレスホルモンや心拍変動、それから血液中の抗がんたんぱく質の変化などで読み取って森の効果を解明していくということが可能になったということが言われております。

森林の中に入ることによって、ストレスが軽減するとか血圧が下がるとかというようないい面が大変見込まれてございます。そういう観点から、今回企画部と協同といいますか、連携をしながら計画を持ったところでございまして、今回の計画でございますけれども、具体的には森の中に身を置いて、森林の地形を利用した歩行や運動、森林内のレクリエーションなどの方法によりまして、心身の快適性を向上させて保養効果を高めていこうということでございます。

こうした中で、うすずみ温泉の周遊ということでの事業計画でございますので、森林浴と温泉の癒やし、温泉で提供する山菜や薬膳の料理、ホテルのゆったりと泊まれる空間などを組み合わせた森林セラピーをPRし、集客の向上を図ることができればと今回は考えております。

今後の計画のお尋ねでございますけれども、今後の計画につきましては新たな整備計画は現在持っておりませんが、先ほど議員が言われましたように、関係する課との連携という言葉が非常に漠然とした言葉になってこようかとは思いますが、関係する健康面とかレクリエーションの部分というようなところでの部あるいは所管課との調整、要望がございましたら調整を図りながら、



森林整備を行いながらこういうような計画ができたらというように考えております。計画ができ上がった段階で、林政課としての施行に取りかかるというようなことで御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の中で、私ども保健衛生の部門でお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃっておられるように、森林セラピーというものにつきましては、森林の持つ癒やし効果を生かして、健康増進とかりハビリなどにも役立つものというふうに考えております。今後、この保健衛生部門での健診の事後指導、先ほどお話がちょっとありました特定健診なんかがございます。その健診後の事後指導であったりとか、あと各種健康相談の際につきましては、こうした森林セラピーについて市民の皆様方により一層のPRをしていきたいと考えております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

生涯スポーツを担当しております教育委員会といたしましては、過日実施されました淡墨桜浪漫ウォーク、こういう場所においても、文殊の森がございますので、文殊の森のパンフレットを配布させていただいたり、それから歩こう会に働きをかけて文殊の森の散策を年1回実施しております。来年度におきましても、今のところ6月15日を予定されておるそうですけれども、それから新しくうすずみ温泉のところにまたできましたら、そういうような方法をとって、今後もPRに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

6番 高田君。

6番（高田文一君）

それぞれのお立場でお聞きをしました。ありがとうございました。

どうも消極的で、PR、PRで終わっているんですけども、PRはわかりますので、先ほど市長さんのお話の中にありましたように、最近では心の病ということがいろんな職場、社会でも多くなっておるようでございまして、それがどうもストレスが原因であるというふうに学者なんか言ったり書いたりしたのがありますので、ぜひ気持ちよくどんなところで働けるとか、市民の皆さんがそういう気持ちを持っていただければ、行政に対する理解、あるいは議会に対する理解もあるかもしれないませんが、いわゆる心を豊かにする、それはやっぱり本巢の自然が豊かであるので、川もあり山もあり林もある。そういう豊かさを大いに利用していただいて、豊かな人間づくりを一緒にしていただくことがこれからの本巢のまちづくりにもなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひP

Rではなく、一步前へ進むようなことを考えていただくよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑。

〔挙手する者あり〕

9番 道下君。

9番（道下和茂君）

ただいま高田議員から森林セラピーの問題に触れまして、3部長がそれぞれ御答弁をされました。本当に森林の持つ効能や多面的機能、大変大切なものである。そうしたことから、山林整備というものは非常に大切だということは皆さん御承知のとおりでございます。

それで、林政部長にお聞きしたいと思いますが、森林組合のことにつきまして、1点お聞きしたいと思います。

森林組合におきましては、先ほど総会が持たれまして、事業報告、収支報告等されましたが、その中で収支報告も余り芳しくない。また、事業計画等も私が見る限りは余り立派な事業計画ではないと、こんなふうに思っております。

その中で職員が今3名おる。その中で女の子だけ残して、2人が何か臨時にするか嘱託にするというふうに私は聞いておるんですが、それを裏づけるように、総会の資料では退職金の計上もございました。山を整備していかないといけないときに、また市が50%余り出資し、なおかつ補助金を出しておる、そうした森林組合なんですね。現役で60歳以下の方を嘱託とか臨時職員にして、どういう意味があるのか。もっともっと積極的にやっていた方がいい部分があるのか、反対に回っている。収支報告でいい決算を出さなくてはならないというようなことからそういう発想が出てくるのか、本来はゼロであろうが、この本巢市の山林の整備をしていくというのが森林組合の中心的な役割であると私は思っておるんですね。ここら辺を所管する担当部、また補助金を出しておる所管といたしましてどのように考えておるのか、1点。

あともう1点は、教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

26年の2月に合併10年を迎えるわけでございますが、そのことから合併10周年の記念式典が計画をされております。合併前から、3町1村にはそれぞれ村史とか町史がございました。これを作成いたしましたしてからかなり年数もたっております。また、合併してから10年の年数がたつということで、ここらあたりで本巢史というものを一つ、これから3年かかるのか、2年かかるのか、それは別といたしまして、一度検討をして、そういったものを作成していくというような考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、森林組合の件について林政部長の答弁を求めます。

林政部長兼根尾総合支所長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

森林組合でございますけれども、森林組合につきましては独立した法人でございます。運営につきましては、森林組合の理事会によって行われているところでございます。

しかしながら、今御指摘のように職員の働く環境という部分についてでございますけれども、今後につきましても森林整備を進める上におきましては、職員の働きやすい環境を持っていただいて、森林整備に努めていただきたいという思いもでございます。本巢市も御指摘のように50%弱の出資をしておる組合員でございますので、今後一組合員としまして職員の働きやすい環境について保全をするようお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、2点目の10年を迎えての市史をとということで、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

今御質問の村史、町史、市史の作成については、現在のところ考えておりませんが、作成するには先ほどもお話がありましたように、準備に3年、編さんに5年ぐらいという時間がかかると思われます。また、その体制をとる必要もありますので、今後の課題ということで関係部局と調整をさせていただき、その時期を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

今、教育委員会事務局長の御答弁は結構ですが、先ほどの林政部長は一組合員として物を申していきたいということでございますが、補助金も出ておるんですから、一組合員ではなくして、やはり本巢市としてしっかりとした本巢市の山林整備をするという中心的な組合であるので、しっかりと物言いを私はやっていただきたいなとお願いをして終わります。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

市道の舗装工事で1億7,900万ですね、その中で詳細説明の69ページで、新規事業ということでカラー舗装化2,042万2,000円、去年は590万ですか。私のほうでも3年ほど前から通学路のカラー舗装化、先輩議員や何人かの方が一般質問を今までされてきまして、ようやくといたしますか、私のほうも先回も工事が始まったわけですが、大変子どもたちも喜んでおります。地域の方々もきれいによくわかるということで、大変喜んでおられます。

その中で、道路の形式が幅員の都合がありまして、路側帯の外にアスファルトが80センチあたり1メートルあたりということで、その向こうに今回工事をやってもらったところは約800の側

溝があるんですね。それで、アスファルトのところだけずうっときれいにカラー舗装化がされておるんですが、今言いましたように幅員の関係でしゅーっと縁石になっていっちゃってゼロになって、それから何メートルか行って、また縁石があらわれまして、それでまた60センチ、70センチ、1メートルというようなことで、私もそこを何回か車で通過するわけですが、錯覚を起こすわけですね。子どもたちはどうやっておるかという、ここカラーがないからケンケンパとか三段跳びだとかいって渡るわけですけども、先ほど言いましたように外にまだ800の側溝があるんだから、側溝も一緒にカラー化してほしいと。それはカラー舗装の薬剤としては技術的に難しいことはないと思うんで、それは特別高くなるのか、コンクリート用の。打設して20年、25年もたつような側溝ぶただとか、それから側溝のあごだかというのにうまく乗らないということであるということを知っていますが、それでも一遍は乗せてもらいたい。そうして、例えば3年か4年でそういったものが剥げ落ちたとしても、そこは確実に通学路ですよというアピール力がその間ありますので、そうしてほしいなというこれは要望ですが、何とかお考えを願えるようお願いしたい。いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

通学路の改善対策事業につきましては、議員おっしゃいましたように事業費2,042万2,000円ということで、前年に比べますと1,500万程度ふえておる現状でございます。

今申されましたカラー舗装の一部欠損している部分につきましては、側溝ぶたの老朽化という部分もございまして、その部分もある程度調査をさせていただいた中で、余り古いもの、あるいは傷んでいるものについては側溝ぶたの交換も必要かと思っております。その部分について塗装をかけていくということについては、議員おっしゃられましたように耐久力の問題もございしますので、よくその部分を検討させていただいて、今すぐお答えすることはできませんが、対応を考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

何とぞよろしくお願い申し上げます。

先ほども言いましたように、こんな感じになるもんで、錯覚が起きますもんで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、そのほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、幾つか質問をします。今回は企画部関係が多いわけでありますけれども、よろしくお願ひします。

まず1つ目は、元気臨時交付金というのがございますが、新年度、事業計画等を出して交付を受けるということになってまいりますが、市としてどれだけ予定をしているのか。また、それに伴う財源効果というのはどれだけを見込んでいるのか。財源効果というのは、この元気臨時交付金を受けることによって一般財源が不要になる部分、あるいは市債が不要になる部分というのが出てくるだろうというふうに思いますが、そういったものの財源効果はどれだけを見込んでいるのか、お伺ひをします。

2つ目は、これは総務部長になりますけれども、県からの移譲事務、権限移譲というのが近年ふえています。今年度もふえています。それに伴う財源措置というのは、どのように講じられてきているのか、国県から、ということについてまずお伺ひをします。

3つ目に、職員配置の問題について、先ほど高田議員から質問がありました。例えば産業建設部の関係で言いますと、これは産業建設委員会でも意見が出ましたが、予算ベースで考えてみますと前年度より工事請負費だけを考えてみても、工事請負費というのは農地費と土木費です。1億円以上ふえています。さらに明許繰越が5億円以上もあります。そうした事業量に合わせた職員の配置が配慮されているだろうかというのがお伺ひしたいところであります。

先ほど市長が東海環状等もあり、職員を1人ふやしたというふうに言われました。また、こうした大型の補正による事業については、事業費の割に人間はそんなに要らないのではないかというようなお話もありました。けれども、私だけではなく、いろんな人も現場を見ていたりして、どうも今の職員配置は不足しているのではないかというような意見を持っておられる方が結構います。私もそのように思っています。これは最初に申し上げたように、例えばで申し上げたわけでありますけれども、それぞれの事業量に応じた職員体制を考えていく必要があるのではないか。東海環状もちろそうでありますけれども、そうでない部分についても必要な配慮をしていくことが求められているというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

次に、説明資料の7ページにイベントコーディネーターがあります。この位置づけについて、非常にわかりにくいというふうに思っております。非常勤というふうに言われておりますけれども、この非常勤と言われるイベントコーディネーター、そのコーディネート事業として2点、主な事業として上げています。そういった事業のその都度コーディネーターを依頼するのかということも含めて、その活用方法についてお伺ひをいたします。

次に、説明資料11ページの地域活性化拠点整備基本構想、モレラ北の土地でありますけれども、これについて策定過程でワークショップを開催するというふうにあります。一地域の事業ではなく、全市にかかわるような事業でありますので、そのワークショップをやる対象をどのように考えているのか、お伺ひをいたします。

あと、企画部関係でもう1点は、市民協働について市民協働指針というのが本日配られました。

まだ中身を見る余裕がありませんので、お伺いをするわけでありますけれども、この指針に基づいて今後具体的にどういう形で25年度以降進んでいこうとするのか、その点についてのお考えをお伺いします。

あと、市民環境部長に21ページの、21ページというよりも後期高齢者医療の特別会計あるいは国保の特別会計への繰出金がございますが、これに関連して1点お伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度ができて、特定世帯に対する軽減措置が5年間という期限つきで設けられました。それが今年度終わり、国民健康保険法施行令の一部改正があり、今まで特定世帯の軽減割合が2分の1であったものを4分の1にして3年間延長するという改正がなされました。そうすると、それに伴う変化、後期高齢者医療への繰出金等の変化というのはどのように生じてくるのか、お伺いをいたします。

最後に、小学校・中学校へのエアコンの設置について、25年度は調査等でありますけれども、いつまでに設置を完了しようと考えておられるのか、その事業期間についてお伺いをいたします。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、元気臨時交付金等関連のものについて、企画部長に答弁を求めます。

石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

まず最初に元気臨時交付金でございますけれども、まず現在、元気臨時交付金の算定基礎となります事業の一覧とか、交付金を充当できる事業につきましてもいまだ国のほうから具体的に示されておりません。ですから、明確に幾らということはお答えできませんが、今議会で御議決いただきました3月の一般会計の補正予算でございますけれども、この中の社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業が対象になるというふうを考えておりました、交付金といたしましては約4,000万弱になるのではないかというふうに見込んでおります。それから、財源効果につきましてですが、対象事業に交付金を充当することによりまして、一般財源が増加するというふうに見込んでおります。

それから2点目でございますが、事業量に合わせた職員の配置ということでございますけれども、先ほど市長のほうからも御説明ございましたが、毎年の新年度の予算査定時に、新年度の事業内容についてそれぞれ各課からヒヤリングを行っておりますので、大体の事業量というのを考慮しながら職員配置に努めていっておるという状況でございます。その中で、ある程度組織の見直しも図りながら、それぞれの事業に応じた職員配置に努めておるということでございます。

それから3つ目に、イベントコーディネーターの位置づけと活用方法という点でございますが、このイベントコーディネーターにつきましては、市のイベント等の事業のブラッシュアップを図るということで設置をさせていただきたいというものでございまして、特に新年度、25年度につきましては、26年度に合併10周年になるということで、26年度に実施する記念事業を25年度に企画をしていきたいということでございますし、また10周年をPRするプレイベントというのも25年度に実

施していきたいという大変重要な年ということでございますので、イベントコーディネーターを設置して、専門的な助言とか指導をいただくという予定をしております。

実施においては、各関係課等と協議をしながら、月2回程度の会議または打合会を開催していただきたいというふうに考えておりますし、また金額につきましては年間60万の予算を計上させていただいておりますが、月額5万円として謝礼を支払うという予定をしております。

それから4点目でございますが、地域活性化拠点整備基本構想に係るワークショップについてでございますけれども、考え方といたしましては各世代の御意見をお聞きできればというふうに考えておりますが、まだどのようなメンバーにするかということは決めておりませんので、これからちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

それから市民協働の推進についてでございますが、また後ほど全協でも御説明をさせていただきますけれども、市民協働指針につきましては、最終的に今月5日に市民代表の方9名で構成いたします市民協働指針策定委員会から指針案の提出と御提言をいただいたというものでございまして、その中で市民協働の推進方策というのも掲げさせていただいております。その中で協働事業に対する情報提供、また人材の育成、それから推進対策の整備というのも上げておまして、今後具体的な施策につきましても市民と協働しながら検討させていただいて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、県移譲事務についてということで、総務部長に答弁を求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、県の事務移譲に伴う財源措置ということについてのお尋ねでございます。

まず、この県からの移譲事務でございますが、平成25年度では一般旅券、パスポートの発給申請、こういったものの受け付けを初めといたしまして、33の事務の移譲を受けておるところでございます。そして、この移譲事務に係る財源、交付金でございますが、事務ごとに基準単価というものが設けられておまして、それぞれ積算しまして、平成25年度におきましては220万6,000円の交付金ということを見込んでおまして、これを各移譲事務ごとの職員給与費に充当しているところでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、後期高齢者の件につきまして市民環境部長に答弁を求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、国保施行令の一部改正で特定世帯の軽減措置が延長され、2分の1から4分の1ですが、それに伴う影響についてということでお答えさせていただきます。

特定世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の延長につきましては、現在国会において地方税法の

一部を改正する法律が審議されているところでございます。内容につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となる人については今後5年目までの間は保険税の平等割額が2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間におきまして特定継続世帯として平等額の4分の1が軽減されるものでございます。

本巢市の国民健康保険では、平成25年2月末現在でございますけど534人が特定世帯となっておりますが、25年度において100人に満たないと思いますが、特定継続世帯に移行されると見込まれます。なお、当初予算にはこの分については加味されていませんので、よろしく願います。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、学校エアコンについてということで、教育委員会事務局長 高橋卓郎君。  
教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

御質問のエアコンの設置についてですが、財政状況や補助金等の状況がありますので、はっきりとは申し上げることはできませんが、教育委員会といたしましては26年度、単年度で実施したいなと考えておりますが、できなければ26年、27年の2カ年度ということで、余り年数をかけないで、できるだけ早い時期にと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

最初の元気臨時交付金につきましては、もう少し状況がはっきりした段階でまた改めて教えてほしいというふうに思います。

2つ目の移譲事務、権限移譲がふえてきて、さっき25年度で33事業というお話でありました。恐らくその中には未熟児訪問事業、これは4月から県から移譲される事業で云々というふうに書いてあります。あるいは療育医療助成事業、これもそうですね。こういったものもさらにあるだろうというふうに思っていますが、そうするとこうした権限移譲とか、あるいは移譲事務がふえれば、それだけ仕事量がふえるということに当然なるわけでありますけれども、そうしたときにこれまでの事務量プラスアルファでありますので、そういったことというのは職員配置の際に十分考慮されているんだろうかということをお伺いしたいということがまず第1点と、もう1つ、先ほど事業量に応じて配置するように心がけているというお話でありました。けれども、現実問題、我々が見ている、先ほど申し上げたように実態に合っていないのではないかという思いを、多くかどうかはわかりませんが、何人かの方が持っています。そういうこともあって産業建設委員会のときにもそういう意見が出ました。先ほど高田議員からも質問がありました。このあたりについては、さらに全体の配置をもう一遍見直す必要があるんじゃないか。

総定数についての3人減ったということの是非は置いておきまして、今ある人数の中で偏りがないように状況判断しながら適切な、そして職員のやる気を喚起するようなそういった配置をする必



要があるというふうに考えていますが、その辺で認識のずれが若干あるように思います。先ほどの移譲事務も含めて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

イベントコーディネーターについては、先ほどちょっとお伺いしましたけれども、その都度、何かを計画する都度依頼して、謝礼としては月5万円、定額でお支払いすると。それで必要に応じて依頼するという活用方法だというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

次の地域活性化拠点整備基本構想については、これからどういうふうにやっていくかということとは検討していくということですので結構でありますけれども、部長がさっき言われたのは各世代、そのことが大事だと思うんで、特にあいつたこれからの担うような世代を中心に幅広く人材を求めてやってほしいということだけ申し上げておきます。

以上で再答弁をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、県移譲事務については人員配置ということのほうでいいですね。それでは、企画部長に答弁を求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

まず、職員の配置につきましてですが、移譲事務も含めてということでございますけれども、移譲事務については事務量的にどれくらいになるかということもございまして、その状況に応じてあわせて検討させていただきたいというふうに思います。それから実態と合っていないのではないかというような御意見でございますけれども、なるべく各課の状況もお聞きしながら、配置に努めていきたいというふうには考えております。

それから、イベントコーディネーターの件でございますが、一応現在その若手政策研究グループということで、26年度に実施する10周年記念イベント事業をどういうふうに組み立てていくかというのでも現在検討しておりますので、そういったことを含めていろいろと25年度に検討していきたいというふうに思っておりますので、必要に応じてというよりも、定例的に2回は開催できればというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

イベントコーディネーターについて念のために申し上げておきますと、その都度と聞いたのは月2回程度の会議はやっていく。それは恒常的にやっていくということになりますけれども、それ以外でも実際例えばイベントをやるときに、この人に来てもらって状況を見てもらってという、それをもとにしたアドバイスを受けるということもあり得ますわね。そういう意味でその都度と申し上げたわけですが、そういうふうに理解すればよろしいでしょうかということと、職員体制の問題については、例えば移譲事務の問題については、それがどれだけの事業になるかということ

考えながら今後検討したいということだと、少なくとも25年度についてはまだ十分検討されていないということになりますけれども、そういったことも含めて、中途であろうと必要な職員配置というのを心がけてほしいと。そういったことによって職員のやる気が出てくるだろうというふうに思っています。心の病の問題もそういったこともかかわってくるだろうというふうに思いますので、そのことだけ申し上げておきます。イベントコーディネーターの確認だけお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

今、御質問のように、途中でイベント等も見させていただきながら、次年度もイベントを考えていただくというようなことで、その都度というふうなお考えで、そのとおりでございますので、ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、討論を行います。

新年度予算には東幼稚園の改築、あるいは学校へのエアコン設置といった予算が含まれていますが、二、三の問題を指摘したいというふうに思います。

1つは、市民協働についてであります。これまでも繰り返し問題を提起し、その本気度に疑問を呈してきました。指針ができたということは、そういう意味では一歩前進とは言えますが、それで市民協働が進むというわけでは必ずしもありません。これからの取り組みが重要であり、先ほどの質疑の中でもこれからの進め方についても市民と協働で考えていきたいというお話がございました。だから、推移を見守っていく必要があるだろうというふうに思っています。今の段階で手放しでよくやったというふうに言うわけにはいきません。

2つ目は、職員に関する問題です。これも今質問いたしましたけれども、仕事量に応じて職員を配置する、これは当たり前のことだと考えていますが、実際には不十分さが目についています。職員のやる気をそがない、またやる気を喚起するためにももっと配慮が必要だというふうに考えています。

3つ目には、これは質疑を行いませんでしたが、合併浄化槽の設置補助についてであります。私は下水道審議会の委員でありますので、あえて質問はいたしませんでしたが、審議会では意見を申

し上げております。

下水道整備から合併浄化槽による整備へと方針を転換した地域には、合併浄化槽設置に対する上乘せ補助を設けました。けれども、それに該当する機種というのは非常に限られているということもあって、また非常に割高だということもあって、実際には該当が少ないという問題があります。これでは下水道整備地域と合併浄化槽による整備地域との不公平が生じてまいります。その是正が必要であります。

今年度の審議会でもこういう意見を申し上げておったわけでありましてけれども、残念ながら本予算には盛り込まれていません。下水道審議会に諮っていくというふうには聞いておりますけれども、おくれればおくれるだけ不公平を拡大することにもなってまいります。早急な対応が必要だというふうに考えています。

25年度予算には、前進面とともにこうした問題もあるということを上申上げて反対討論とします。  
議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言がありましたら、お願いをします。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたので、賛成討論を申し上げます。

今るる反対討論ということで意見を言われましたけど、それは一つ一つに対して職員がきちっと対応してくれると思っていますし、そのように期待しております。

今年度の予算におきまして、非常に財政が厳しいところでありまして、また市長の考え方として健全財政を保ちながら積極的な予算を組まれたということがる見えると思います。いろんな各方面において積極的な予算を組んでいただいたなど、私なりに評価をしております。

そんなようなことで、問題点もあるのかもわかりませんが、私としては満足する予算案であると確信しております。よって、賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

賛成討論がありましたので、反対討論です。

まず、反対の理由を述べさせていただきます。

樽見鉄道の補助金に対してと、先ほども質疑の中で言いましたけれども、シルバー人材センター、また森林組合等含めて補助金に対しての不公平感、適正な補助が行われているかということに対して、少し疑問を持っております。

また、樽見鉄道においては本巢市の補助金というのは例年どおりの金額で計上をされております。ですけれども、新聞等によりますと、大垣市のみが500万の減額となっております。そういうことを含めたときに、この中で説明資料等を見てもみますと、この樽見鉄道に対しては通学だとか通勤、観光客など、市民の交通手段を確保するという立場上で補助金がなされております。また、その中の一つには、数年厳しい経営状態となっていることからというようなことも書かれております。

そういうような中で、今まで1億円の補助金という枠の中で、今回のみ9,500万ということになっておりますけれども、その500万の減額において、一番たくさん補助金を出している本巢市が現状のままということになれば、どうして大垣市のみが減額になったのかということが市民にきちんと説明ができなければ、市民の中から大垣市のみが減額ということは大垣市の横暴ではないかという意見が私のところに聞こえてきています。

本巢市においては、同じようにいろんな諸事情があるかと思っております。当然本巢市の市民も樽見鉄道の存在意義というものもよく理解はしているかと思っておりますけれども、減額において500万の減額であるとするなら、本巢市も幾ばくかの減額がなされてしかるべきではないかなというふうに思っております。市民の中からもそういう声が私のところに聞こえてきております。簡単な言い方をすれば、どうして大垣だけが少なくなくて、本巢市は少なくならないのか、おかしいのではないかという意見が聞こえてきております。

そういうことも含めて、今予算の中において、大枠の中においては、大多数のところにおいては賛同するところが大きいです。また、この予算の中に組み込まれている市長の熱い思いというのも伝わってはきておりますけれども、部分部分において非常に納得のいかないところもありますので、今予算においては反対とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

反対の意見がありました。

〔挙手する者あり〕

10番 中村君。

10番（中村重光君）

今、反対討論がありましたので、賛成討論をさせていただきます。

市長は平成25年度の予算編成に当たって、3つの基本方針を定め、6つの基本政策を中心に本巢市民の予算を組んだということの所信表明の内容でございました。

特に、内外の情勢等々についても述べております。何が市長は言いたかったかということ、歳入は減少し、歳出は増加すると。財政状況の見通しをしっかりとかけながら、平成25年度の予算の骨格を議員の皆さんに提案したという御案内でございました。特に今年度の予算、一般会計、特別会計、水道事業を含めまして224億3,000万円、対前年比1.7%のマイナスの予算でございました。中身等を見ますと、特に歳出等々の中身を分析いたしますと、災害復旧費、土木費、農林水産業等々のきめの細かい予算の内容であったかと思っております。今年度の予算で、市民を中心にした予算というふうに私は理解をしております。今予算については、賛成するものでございます。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開を1時半からということにします。お願いをします。

午後0時11分 休憩

午後1時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第24 議案第32号及び日程第25 議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第24、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算について及び日程第25、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第32号及び議案第33号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

それでは、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

後期高齢者医療制度については、創設時よりその欠陥が数々指摘されてまいりました。今回、一般会計の質疑の中で申し上げました特定世帯に対する軽減措置、この特例措置を5年間やり、さらにこれもまた延長する。こういう特例措置を設けなければ、制度自体がうまく利用できないということ自体がまず欠陥だというふうに改めて感じております。そうした制度そのものについて異議がありますので、この特別会計についても反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありました。この後期高齢者医療特別会計は、当初できたときに相当わあわあ世の中が言われて、自民党政権のときにやったんですけど、それが政権交代で民主党政権に移って、民主党の公約でもあった後期高齢者医療制度を改革すると、名前も含めていろいろなことをやったわけですけど、結局それもようやらずにいまだかつて来ております。それが結局今市民の皆さん、国民の皆さんに大きく言えば受け入れられてきておる制度かなと、そんなふうに私なりに思っております。

そのようなことから、細かいことはいろんなことがあるかも知れませんが、後期高齢者医療特別会計におきましては、そんなような観点から私は賛成をしていきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第33号 平成25年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26 議案第34号から日程第29 議案第37号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第26、議案第34号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計予算についてから日程第29、議案第37号 平成25年度本巣市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第34号から議案第37号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、報告いたします。

議案第34号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号 平成25年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果につ

いて報告します。

補足説明の後、審査に入りました。委員から、修繕費で予定している主な修繕は何かとの質問に対し、各施設の供用開始後、年数が経過し、消耗部品の計画的な修理が必要である。なお、新年度には、緊急修繕に対応するための予算も計上してあるとの回答がありました。

また、工事請負費による大規模な修繕の予定についての質問には、当面は修繕料により対処する旨の回答がありました。

次に、汚泥発酵肥料の配布量についての質問には、今年度、これまでに延べ880人4,394袋を配布したとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

補足説明の後、審査に入りました。委員からの宝珠ハイツ内の送水ポンプの騒音についての質問に対して、防音対策を行ったが、さらに対策を進める旨の回答がありました。また、水道検針員が水道使用量の異常に気づいた際に、当家に連絡するようにしてはどうかとの要望には、既にメモで伝えるようにしているとの説明がありました。

断水時の住民対応についての質問には、遠方監視システムを平成28年度までに完成し、対応する予定である旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成



の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

先ほど委員長の報告で、質疑がかなりあったということであります。

この予算書を見ておまして、配水管設備改良費の工事費が2億2,600万と相当大きい数字が改良ということで上がっております。それで、この説明資料でそれぞれ地図でうたっております。拡張についてはいいわけですけど、改良について、例えば真正地域が1,110メートル、糸貫地域が3,140メートル、本巣地域が950メートルというふうに予算を3つ合わせますと、このような非常に大規模な改修であるかなと思います。ここでその石綿管がそんなにたくさんあるということは思わないわけですけど、どのようなもので対応されるのか。また、先ほど言いましたように糸貫地域だけ突出してメートル数が多いわけですね。その辺のことはどのような背景でそのようなになっているか、その点を質問いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を産業建設委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

委員長報告に対する質疑でありますので、私のほうから答弁をいたします。

まず結論的に言うと、そういった今御質問があったような件についての意見は、委員会では出されておられません。

ただ、糸貫地域が延長が長いという背景には、御承知のとおり、下水道の未整備地域については合併浄化槽によって整備をするという方針が確立され、下水道を推進するのであれば下水道の工事にあわせて老朽管等の整備がなされていくわけでありましてけれども、糸貫地域についてはそうではないために、今回老朽管等の整備が延長も長くなっているというふうに理解していただければというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、委員長からそのように委員長の考え方として言われておりますけど、大体わかりました。管の内容は石綿管がそんなにたくさんあると思いませんけど、管の質というか材料というのは今言われておるような耐震化に適応する管を設置されるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

私が答える内容の話ではありませんが、あくまでも委員長報告に対する質疑ですので、可能な限りで意見だけ申し上げますと、基本的に石綿管が何メートルあってとかいうことについてまではもちろん承知しておりませんが、いずれにしても耐震上問題ないように改良していく。先ほど申し上げたように合併浄化槽でやっていく地域ですので、独自に改善をしていく必要があるということで、さらに詳細についてはお聞きになりたければ、後ほど担当部長に聞いていただければというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 議案第38号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第30、議案第38号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第38号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成25年3月29日をもって任期が満了する堀部邦雄氏の後任として、汲田美枝子氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるとでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 中村君。

10番（中村重光君）

朝ほど全員協議会の中で、道下議運長のほうからこの議案第38号の追加議案の内示がありました。私、内容を見て非常に驚いておるんですが、この委員会委員の任命について、きょう提案されて、きょうこの議事堂の中で賛成か反対かはっきりしなさいと、こういうことだと思います。

私は、ルール上問題はないけれども、この次、発議第1号で出てくる定数条例の一部改正については、私は3月1日にこの案件について事務局のほうに提示をいたしました。過去の例を見ても、この議案書についても、また意見書、発議等々についても、少なくともある程度の期間をもって議員がこの方の中身を勉強するぐらいの期間を与えていただいてもいいんじゃないかなというふうに思う。

特に教育委員会の委員の任命については、これから教育行政を担っていただく重要な委員の任命であります。そういう意味も含めて、私はある程度の私どもの勉強する期間をお与えしていただくというのが議会の常識ではないかなと、こんな思いをしておりますが、市長の考え方をお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

人事案件というのは、今までもずっとそうですけれども、特に直前に提案するというので今まで慣例でずっとやってきております。固定資産評価委員とか、そういったようなものと違って、この教育委員会の委員、そしてまた副市長、それから教育長等の人事案件も直前に提案するというのが今までの慣例になってきておまして、その慣例に従って、今回も提案させていただいたと。

特に言われたこの人事案件というのは、イエス・ノーの話でございますので、そういったことから人事の提案権については市長の専権事項ということで、イエス・ノーかということで議会のほうへお諮りしておるといってございまして。

今お話しありましたことも、もっともな話でもございまして、いろいろ人を見たいということもあろうかと思っております。これについては、なかなか人をあらかじめ出して、この人はだめです、いいですよという、なかなかやるというの、まないたの上に乗せるのもちょっとちゅうちょする部分もございまして、これからよく研究させていただいて、今後そういうことがあって、ぜひ事前にいろいろと相談をしたいし、またいろいろ協議したいということであれば、また次回以降の提案するときに、その当日ではなくて1日か2日前にどこかで御説明するようなことを今後検討していきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、これにつきましては、今回、今までの慣例に従って提案しているとい

うことでございますし、また逆に人物等々につきましては、ここに候補者の推薦に書いてありますように、人物、識見とも私は何ら疑われるような人物を提案しておるわけではございませんし、私は十分教育委員の任に応えられる、そしてまた識見もある、そういう方を提案させていただいておるということで、自信を持って提案をさせていただいておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

10番 中村君。

10番（中村重光君）

誤解のないように申し上げておきたいと思います。

私は、この委員に異議を唱えておるわけではございません。今回の25年度の議案の中にも、議案第1号から第5号まで人事案件でございます。決してこの第6号として、この教育委員会の委員の任命権の御審議を当然議会の皆様に御提示、御案内されても別に問題はないんじゃないかなと、こういうふうに思います。

ただ、けさ出して、きょう議決せよということは、甚だ議会を軽視しておるというふうには私は捉えて発言をさせていただいておりますので、今、市長のお話の中にも今後御検討したいということもございまして、この辺でこの案件についてはとどめます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今、中村先輩議員から指摘がありましたけれども、私もそのように思っております。というのは、この人物評価、この人がいいとか悪いとかということはさておいて、過去において隣の市において教育委員長の任命のときに、その人物がよくても悪くても議会の中で反対をされて、その人が教育長になれなかったということがあるわけなんです。その人は本巣市の校長先生をしていたすばらしい人材だと思っておりますし、私もいまだにつき合いをしております。けれども、議会の中の情勢によってそういうことがなされるということは、その人の人生の歩みそのものが変わってしまう可能性もあるわけなんです。ですから、慣例に従ってぼんと出して、全員が賛成するとは限られておりません。そういう中において、1日でもいい、2日でもいいから、その人のことに対して何らかの形の情報、また経歴等を早く教えていただけるということは、それを審議する立場の議員の責任として非常に重いものがあるかと思っております。

ですので、今回これを見てもみますと、3月29日をもって満了ということになって後任ということになっております。これは正直なことを言いますと、私の思いで申しわけありませんけれども、半年も前にわかっているようなことじゃなかるうかと思っているわけなんです。当然その人の後任は誰にしようかということは、市長さんも心を痛め、いろんな人を選んできたらろうと思っております。

す。ですので、もう少し早いうちにそういう提示、何かをしていただければ非常にありがたいかと思っておりますので、きょうのことにおいてはどうか言うつもりはありませんけれども、今後においても慣例慣例ということではなく、特に人事案件においては事前に報告をされるように求めておきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第31 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第31、発議第1号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

10番 中村重光君。

10番（中村重光君）

では、提案説明をさせていただきます。

昨今の県内の市の議員定数を見ると、岐阜、大垣を初め、美濃、山県、瑞穂市など近隣市においても削減がされており、さきの2月に行われた各務原市においても2名の定員削減で選挙が行われました。23年度と比較すると、現在では県内21市のうち、実に11の市で削減がされている現状であります。その理由はさまざまであろうと思われませんが、それぞれの議会が今の厳しい時代により、一層市民の負託に応えるべく、みずから定数削減し挑む覚悟のあらわれではないかと察するもので

あります。

我が本巣市議会も、平成20年12月議会に、当時賛否の意見が拮抗した中、12対7の賛成多数で現在の定数18に可決した経緯の中、選ばれた18人で今日まで議会活動を続けてまいりましたが、定例会、委員会、全員協議会といった場においても発言する議員の数、積極的な発言に乏しく、市民の負託に応えるべく、活発な議会とは決して言えない状況にあると考えております。前段に触れた昨今の近隣自治体の状況も鑑み、より厳しい条件のもと選出された少数精鋭による活発な議論が展開される議会を目指すため、現在の定数の1割に当たる2を削減し、議員定数を16に改めるものであります。

議員各位におかれましては、趣旨を十二分に御理解をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提出者、本巣市議会議員 中村重光。賛成者、本巣市議会議員 大西徳三郎、上谷政明、瀬川治男君、若原敏郎君、黒田芳弘君でございます。よろしくお願いを申し上げます。  
議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

定数の削減ということで提案者の人にお伺いをいたします。

議会というものは、議員の数によって議論が活発になされるか否かということではなく、質だと思っております。議員定数を減らせば、一つの考え方として議員定数を減らしていく、少なくしていけば、多くの市民の人の声が行政に届かないのではないかという意見もあります。また片一方では、今、中村議員が言われるように少数の人でいいのではないかという意見があるのも事実であります。少数でいいという意見の多くは、多くの市民、私のところに来る市民の声というのは、今、議員は何をしているのか、どういうことを活動しておるのか、行政の言われるままのことをそのまま賛成しているような議会なら議員は要らないのではないかという議会そのものの不要論というものが存在しているのも一つの形だと思っております。

片一方では議員を減らしなさい。片一方では市民の声を反映するために多くの議員が必要であるという声がある中において、今回18名の議員から16名の議員にする2名の削減の案が出されました。その説明の中で、委員会等で活発な発言をされない議員がおられる。そういう発言もありますし、今議会の中においても活発な議論が展開される議会を目指すためというようなことが書かれておりますけれども、今まさにきょうで終わろうとしておる二十何日かの今議会の中において、活発な議論・討論がなされなかったのかというふうにとられるような文面であります。また提案理由であります。

私個人としては、非常にその提案理由に関して素直に喜べるわけではありません。けれども、市民の声からして、市民の立場からして見ると、議員の定数を削減することが市民の声なのか。また、

現状のままがいいというのが市民の声なのか。もう1つは、広く隅々まで市民の声を反映するために、議員の数をもっとふやしたらどうだという意見、これも一つの市民の声だと思っております。

その中において、今回6名の賛成者の中でこういう提案がなされました。いま一度お伺いをいたしますけれども、21市の中で11市の市が定数削減をされたということでございますけれども、私もいろんなところに選挙で応援という形で行かせてもらっている中において、非常に若い人たちが立候補をしてくるようになった市もあります。また、一方では私よりも高齢者がたくさん立候補するような市もあります。町もあります。そういうようなことを含めたときに、議員の言われる少数精鋭とはどういう議員を指して言われるのか、お答えをお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

中村議員、どうぞ。

10番（中村重光君）

定義はございません。

ただ、私は3年と6カ月、3期目を務めさせていただいて、この賛同者と含めて最終的にこの条例案を提出したこの理由の中に、今提案で申し上げたような結論に達しました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

正直に言いますと、少数精鋭ということは定義はないということでございますけれども、私も議員として一つの私の考え方として、一生懸命でこれだけの今会議においても提案された書類等が、提案書等がこんなに分厚いものであります。また、その中には普通日常生活では語られていないような専門用語も使われております。また、その予算の中においても非常に専門でなければ理解のできない予算等も含まれております。当然市会議員として市民の負託を受けてこの席にいる以上、一つ一つを精査して、そしてそのことはいいことなのか、本当に市民のためになることなのかということ審議、要するに勉強しなければいけない、また確かめなければいけない。そういう中において、市会議員として今いただいている報酬だけでそれができるかというと、非常に難しい問題もあるかと思っております。議員の削減だけではなく、少数精鋭ということになれば、朝から晩まで24時間、また365日市会議員は市会議員であります。その中において自分の仕事を、副業を持たなくて議員の報酬のみで生活でき、その中で一生懸命市民のために働かせてもらえるというのが本来の姿であろうかと思っております。

今回の中で少数精鋭という言葉が使われている。今回提案された中においては、人数の削減のみがなされており、議員報酬のことに一つも触れておられませんけれども、今回提案の中にそのことが含まれなかった理由においては、何か思いがあるとするなら説明を求めたいと思っておりますが、議長、よろしいですか。

議長（後藤壽太郎君）



中村議員。

10番（中村重光君）

お答えします。

議員報酬に関しては一切考えておりません。私は、定数条例の一部改正する条例を提案しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

ただし、一般論としては皆さんも御存じのように平成21年度に議員定数を3減し、費用弁償の減額も当議会で決めました。また、昨今では皆さんも御存じのように議員年金の廃止等、議員を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。本巣市議会議員の報酬は、私の調査したところでは、岐阜県21市と比較いたしますと下から2番目であり、これが現実であります。議員みずからが市民の代表として自覚し、努力し、環境整備が整えば、ひょっとすると市長は、市長の特権でありますので私がとやかく言うつもりはありませんけれども、ひょっとしたらお考えになるかもわかりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

それぞれ市会議員18名ここにおられるわけなんですけれども、議員としての物の考え方、議員とはどうあるべきかというところの置かれている考え方というものが18人いれば18通りの高さにあるかと思っております。また、一生懸命でやれる環境の人と、そうでない人もいられるだろうと思っております。

前々から私の特論でありますけれども、私は議員の数は少なくていいというのが特論であります。そして議員の報酬は、報酬で少なくとも生活のできるだけを報酬としていただく。その中において議員として目いっぱい働きをする。これが私の中では正しいと思っております。

もう1つの私の中で正しいと思っている市会議員としての立場は、市会議員の数をとことん国で許される中において最大限の数にして、報酬はゼロでもいいというのが私の考え。両極端の2つの考え方を持っております。

その中において、今回議員の定数ということが提案をされましたので、片一方のほうのことにおいては賛同をするべき要因かなという思いもしておりますので、今回提出をされた18から16においては、そのままそっくりわかりましたというわけにはいかない部分もありますけれども、ただ定数の削減のみということを考えれば、賛同もやむなしかなという思いがしております。

ただ、今提案者が言われるように、議員の報酬においても市長のほうから提案をされるのではなく、みずからのことはみずからが決めるというのも市会議員の仕事であります。いかに市長から提案をされても、そのことにおいて議員が賛成をしなければ何ら予算が通らないというのが現状でありますので、そういうことも踏まえて、今後また何かの機会に報酬のほうの提案をしていただくことを願って質問とします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

先ほど市長の人事案件にあれほど中村議員は言われましたんですが、今回の提案についても同じことが言えると思います。それは、議員削減に私は賛成するつもりではありますが、それまでのプロセスが大事だと。今3月議会の初日に提案されましたんですが、それまでに時間がなかったわけではないですね。ゆっくり時間はあったはずなので、各自治会なり自分の後援会なり、それぞれの立場、市民の皆さんの意見を聞く必要があった、またそういう場を設ける必要があったんじゃないかと。もっと言うなら、そういった場所を提供するような努力も必要じゃなかったのかと。それこそ唐突な思いがします。どうでしょうか。

ですから、私はそういった意味において唐突だという思いがいたしますが、賛成はします。

〔発言する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございました。起立少数です。したがって、発議第1号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、否決することに決定をしました。

日程第32 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第32、発議第2号 個人保証の原則廃止を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

12番 若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

発議第2号 個人保証の原則廃止を求める意見書について。

個人保証の原則廃止を求める意見書について、別紙のとおり発案する。平成25年3月26日提出。  
提出者、本巣市議会議員 若原敏郎。賛成者、本巣市議会議員 中村重光議員、賛成者、本巣市議会議員 上谷政明議員、賛成者、本巣市議会議員 大西徳三郎議員、賛成者、本巣市議会議員 瀬川治男議員、賛成者、本巣市議会議員 黒田芳弘議員。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

理由としましては、保証契約は不動産等の物的担保の対象となる財産を持たない債務者が自己の信用を補う手段として実務上重要な意義を有しているが、その一方で個人の保証人が必ずしも想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないことから、原則として個人保証を無効とする規定を設けるべきであるなどの考え方が示されており。

意見書案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

個人保証の原則廃止を求める意見書（案）。

個人保証は、保証人の経済生活に重大な影響を及ぼす可能性があることから、古くから警鐘を鳴らされ続けている契約類型です。にもかかわらず、主債務者との情義から個人が保証人となることが絶えることはなく、近時破産などの多数の被害を生じさせています。この点、保証人の責任を軽減させるために裁判実務でも幾多の努力が重ねられているが、なお不十分であると言わざるを得ません。

個人保証被害の抜本的な救済のためには、情義性に基礎を置く前近代的な個人保証制度を原則として廃止する必要があります。また、個人保証が例外として許容される場合においても、その被害の拡大を防止するための制度を設ける必要があります。

そこで、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を下記のとおり改正されることを強く要請します。

記1．個人保証を原則として廃止すること。

2．個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。

3．例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。

1としまして、現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法465条の2ないし465条の5）を個人が保証人となる場合の全ての根保証契約に及ぼすものとする。

2．債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払い能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。

3．債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅滞情報を通知する義務を負うこと。

4. 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長様、参議院議長様、法務大臣であります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

まず、提出者にお伺いをするんですけども、個人保証ということに対して2つの保証があるかと思っております。

1つは借りようとする人、わかりやすく言うと、借りようとする人間が1,000万円借りようとしたときに、その1,000万円の保証をしますという個人保証と、もう1つの個人保証には借りようとする、私の場合鏑本規之、この鏑本規之そのものを保証しますという2つの個人保証があるかと思っております。さきに述べた金額が1,000万円なら1,000万円ときちんと決められているものに対しての個人保証は、その1,000万円のみ個人保証で済むかと思っておりますけれども、鏑本規之そのものを個人が保証するというものは、私がいろいろな金融機関でお金を借りてきたものに対して、全ての保証をするという2通りの個人保証があるかと思っております。

今回記載されている個人保証においては、どちらを指して言っておられるのか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

個人保証をしている方が債務者の破産によって及ぼす影響ということで、私は両方が個人保証の廃止の対象になると理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

議長に一言言っておきますけれども、これが定まらない限り、議論が始まらないわけです。個人保証でも金額の設定をされた個人保証なのか、人に対する個人保証なのかということ。それがわかりましたので、本題に移らせていただきます。

まず、この中に記載されている当然保証人となるべき人、1,000万円なら1,000万円を借りようと、金融機関等で1,000万円を借りようとしたときに、借りようとする者にそれだけの資格というもの

がない場合について、保証人をつけてくださいと金融機関等が言われると思う。そういう保証人をつけてくださいと金融機関が言われるものに対して、保証人として皆さんサインをするであろうと。保証人としてサインをしたときに、結果として1,000万円を借りた人が支払いができなくなって、その人にかわって保証人がその債務を負うということが今問題になっていることで、ここに書かれていることだろうと思っておるわけです。

そういうことからしますと、その保証人に対しての債務その他いろんなことを軽減するということになれば、逆に貸すほうとしてそういう制約がある、また説明責任、要するに担保を提供するであろう保証人になる人間の財産また支払い能力等も当然審査されるであろうし、また借りるべき人間も財産がどの程度あるのか、支払い能力がどの程度あるのか、いろんなことを保証人になる人に説明をすべきであろう。これは当たり前のことだと思し、非常にいいことだと思っておるわけなんです。

けれども、当然保証人になる人は、借りようとする人と非常に密接な関係にあるわけなんです。そういうことを踏まえたときに、貸すほうの立場として、保証人が今ここに書かれている債務責任、債務の状況等を報告する義務を怠った場合は、保証人としての資格を軽減するという、なくするよというようなことが書かれているとするなら、貸すほうとしては非常に不安になるのではないかという気がするわけです。というのは、先ほども述べたように、借りる人と保証人とは非常に近い関係がある。そうすると、そういう本來說明をしなければいけないことを、説明がされていなかったよと保証人が言う。また、借りた人間も説明をしませんでしたということになれば、保証人はその責任を逃れることができる。そうすると、不利益をこうむるのは銀行だというふうになってくるわけなんです。借りた本人はどっちみち返せないから自己破産をするであろうと。そういう形になったときに、銀行のほうは非常に貸すことを慎重にならざるを得ないのではないかという気がするわけなんです。

早い話が貸し渋りが始まる可能性が非常に強いということを少し心配しているわけなんです。ですから、ちょっと回りくどい言い方になったけれども、そういう説明を今しているわけなんですけれども、そういう心配はないというふうにお考えですか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

これは、この議会のほうに陳情された経緯が岐阜県弁護士会からの依頼があった。その中の資料によりますと、中をずっと読んでみますと、難しい言葉が並べてありますが簡単なことを言いますと、一部の金融実務においては、経営者保証を除き、個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあると。ということは、今保証人というのはさほど重要じゃないというような書き方がされてあります。また、これによって円滑な金融が妨げられるほどの実害も見られないということが書いてあります。

先ほど言われたように、大変主たる債務者が義理とか何かで保証人になった場合に返せないとか

そういうことが発生するかと思いますが、金融機関、貸すほうにおいてもやはりその点は、こういうことが原則廃止になれば、より慎重に調査なりされると、事実決まればそういう慎重に調査されるというようなことを私の考えでは思います。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

正規の金融機関、正規と言うと語弊があるかもしれませんが、大きな金融機関と言ったほうがいいかな。けれども、通常サラ金という街の金融業者に対してでもこれは適用されるであろうと思っているわけなんです。

そういう中において、ちょい割という形のところが多々サラ金の中にあるかと思う。正直なことを言いますと、私もサラ金をいっときやっておったことがありますので、こういう関係においては少し詳しいところがあるわけなんですけれども、貸すほうの立場としては非常に貸したお金の回収ということが大事なわけなんです。そういう中において、保証人というものは非常に大事なわけなんです。今、提案者の発言の中においてはその保証人というものが非常に軽減されてきているだろうと。これは私の中の感覚では、会社が銀行と取引をしてお金を銀行から融資してもらう場合においては、そういうことが非常に軽減されてきたなというふうに私自身も思っております。正直なことを言って、私も銀行から少し融資をいただいておりますので、そういうことを含めると、確かに軽減されてきたかなとは思っておりますが、逆にサラ金のほうにおいては非常に厳しくなるであろうなという気もしております。そういうようなことで、貸し渋りが始まらなければいいかなという気もしております。

ただ、私の今の発言は全て貸すほうの立場として今提言をしておりますけれども、借りるほうの立場としては、保証人になった人のことを考えれば、この提案は非常にいい提案であろうと思っております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

唖然としております。ちょうど2番議員が言われたように、東証1部の銀行と称するような金融機関にお金を借りようとした場合、少額ならいざ知らず、大変なお金を借りようとした場合に、必ず連帯保証人は言ってきますよ。連帯保証人のない場合の貸し付けは世の中ありません。こんなのを提案するなんてびっくりしています。

ちなみに連帯保証人になろうとした場合、まず実印、それから行政へその実印を届けた印鑑証明、その実印が安い印鑑はこっちが上ですよと印がついておりますね。そこら辺の100円ショップなん

かで購入場合の印鑑は、必ずとは言いませんが、こっちが上ですよ。あれは何かというと、そのくらいいいかげんな印鑑だと。翻って実印なんぞはどっちが上なんて絶対についておりません。それは、どっちが上かなとよくよく印影を確かめながら、ちょっと待てよと。これで最後本当に押すのか押さんのか、そこで自分が自己責任で押すという意味で、あれは上にマークがついておらんわけですね、印が。私はそういうふう聞いておりますが。余計なことまで言いましたが、そんな連帯保証のない金融なんてのはあるわけありません。まことにびっくりしております。

議長（後藤壽太郎君）

質疑じゃないんですね。

そのほかありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第2号 個人保証の原則廃止を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第33 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第33、発議第3号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

5番 白井悦子君。

5番（白井悦子君）

それでは、発議第3号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書について。

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書につい

て、別紙のとおり発案する。平成25年3月26日提出。提出者、本巣市議会議員 臼井悦子。賛成者、本巣市議会議員 高田文一議員、同じく舩渡洋子議員、同じく村瀬明義議員、同じく鶴飼静雄議員、同じく高橋勝美議員、同じく遠山利美議員、同じく安藤重夫議員。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

今議会開会日に、本巣市在住の女性がこの希少疾病患者で、大変不自由な体で本人みずから車椅子に乗って本巣市議会に陳情されたとお聞きいたしました。よって、御本人と面談し、この意見書を提出することいたしましたので、よろしく申し上げます。

意見書の内容について、読み上げさせていただきます。

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書（案）。

難病と言われる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ、患者数1,000人未満）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに特定疾患への指定及び治療薬開発の推進を求める署名活動や、ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行っている。

その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、はかり知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。よって、国及び政府においては、下記事項を早期に実現するよう強く求める。

記1．患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。

2．遠位型ミオパチーを初めとする希少疾病に関する研究事業のさらなる充実強化と継続的な支援を行うこと。

3．希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年3月26日。岐阜県本巣市議会議長、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様、経済産業大臣様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

意味はわかりますが、この意見書の案として示された部分について、整合性の部分で少し質問す



るんですが、難病と言われる疾病には有効な治療薬・治療法がなくというのを初めにうたって、それから下のほうの記に行きますと、3番目、治療薬とか治療法がないから薬の開発やとか治療方法を法整備して国にお金を出していただいてやることの意味だと思うんですが、この記の3番に行きますと、医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずるとあるんですが、こちら辺が今は有効な治療薬、治療法がないとしてありますね。だから、国に治療法と医薬品の開発を国から資金を出してやってくれというような内容やと思うんですが、ないにもかかわらず、医療費補助を含む患者負担の軽減のための措置を講ずることが、この意見書としては整合性がいかなもんかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

白井君。

5番（白井悦子君）

現在の状況といたしましては、確かに治療薬、治療法というのがないという状況でございます。

しかしながら、研究者によってはそれに少しでも近づく治療薬というのが現在開発されるべく、まだ未研究の段階ではございますが、その開発をするための資金ですか、いろんな研究をするための資金が不足しているという状況ではあります、その希少疾病用医薬品ということでこれを承認していただきたいというのは、例えば難病ということだと国が全て補助して、病気のために、患者のために治療するということになっておりますが、まだこの難病に指定されていないので、そういう意味も含めて早期の承認を受け、そして医療費の補助をしてほしいというような内容でこのように書かせていただきました。わかりませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

そうすると、有効な治療薬とか治療法は現在あるということなんですか。

5番（白井悦子君）

それに近い研究が今されているんですけども、確定したものではないということです。そこまでまだ至るに研究の費用がないと。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

それじゃあ意見書としては重要な意見書だと思うんですが、そこら辺のことは整備したほうがいかなとは思いますが、文章と中身の整合性がない部分、ちょっとわからない部分がこの意見書ではあるんで、それだけちょっと思ったんですが。

議長（後藤壽太郎君）

臼井君、どうですか。

5番（臼井悦子君）

とりあえず、現状としてはこのような状況で書かせていただきましたので、御理解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この意見書に私も賛成議員として名を連ねましたのは、今、黒田議員から意見が出たこともありますがけれども、その部分については現在有効な治療方法が確立してない。けれども、定期的にお医者さんにかかって進行を少しでもおくらせるような手だてを、それぞれのケースによって何をするかということは違ってくるようでありますがけれども、定期的な診察を受け、定期的な治療を受けるという現実があるので、そういった場合の医療費の補助というのは必要ではないかというふうに考えておりますので、そういう意味だというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

5番（臼井悦子君）

なかなかうまく説明できなくて申しわけないんですが、今、鵜飼議員のおっしゃったようなことになります。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

2番 鰐本君。

2番（鰐本規之君）

提出者にお伺いをいたします。

まず、難病と言われる少数の患者のことなんですけれども、この医薬品をつくるという、薬をつくるのは基本的には薬品会社がつくるわけなんです。その薬品会社がこういう薬をつくっても、風邪薬と違ってたくさん売れないから余りもうからない。だから、そういうところに力を入れない。だから、国としてそういうところに力を入れるように何らかの形で支援をしてほしいということだろうというふうに理解を今しておるわけなんです。

それからもう1つは、治療費ということになると鵜飼議員が言われたようなことも含めてあるかと思っておりますけれども、こういう請願においては「あろうか」ではまずいであろうと思っております。

そこの中でお伺いをするわけなんですけれども、この提案の中に、多分本当に患者の人が身をもって書いたことだろうと思っているから、専門的なことが省かれているだろう、またこういう様式も熟知してないだろうという思いは自分ではわかるんですけれども、議員としてはそれをよしとするわけにはいかない立場もあります。議会として提出するものでありますので、あえてお伺いをしますので、よろしくお願ひいたします。

この中に書かれている「他の薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である」というようなことが最初の行のほうに書かれている。これは早く薬を開発して、治療のできるようにするであろうと。その中に他の薬品と同様ということであるとするなら、さっきも言ったようなことと少し矛盾をするだろうという気がしているわけなんです。ですから、もし望むとするなら特別な機関を設けてもらって、国なら国で特別な機関を設けてもらって、大学病院等でそういう専門の部署を設けてもらって、そこで利害関係なしにして研究に没頭してもらって、一刻も早くそういう薬を見つけるようお願いをするのがよからうかというふうに私は思っています。

また、大学病院等においてでもそういう設備、またほかの病気においてでもそういう設備をつくることについての提言、提案なら大いに結構だというふうに思っておるわけでありまして。当然市会議員としてそれを提言するのも大いに結構なことだと私は思っているわけなんです。

この中でもう一つ、そういう難しい難病と言われる、また患者数の少ないものの、下のほうの記載の中の3番のところに医薬品の早期承認ということが書かれているかと思うんだけど、薬においては、通常は風邪薬であろうと何であろうと臨床実験等々をやって、そのルールの中で年月が決められて、そして薬として承認をされて、それで使用することが可能になっているわけなんです。確かに他国と比べると、日本はその期間が非常に長いということで批判も出ていることも事実であります。アメリカ等と比べると相当に長いなということで、TPPの関係でそういう薬が入ってくる可能性もあろうかと思っておりますけれども、そういう中において早期承認ということになれば、ある程度の危険性も伴うであろうという思いがあるわけなんです。今の通常よりもどの程度短くするのか、また医療費等の補助を含む患者の軽減という、どこまでの免除をするように望むのかということが記載されたほうがよからうかと思っておるわけなんです。

そういうことも含めて、ここに書かれていることに対して、非常にいいことだから賛成をしたいがゆえの質問でございますので、よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

白井君。

5番（白井悦子君）

まず最初の質問に対しましては、今の意見書の文中の上から4行目からずっと書いてあるんですけども、一応患者の皆様への陳情といいますか、制度への要望につきましては、特定疾患への指定及び治療薬開発の推進を求める署名活動やウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬というふうに書いてあります。当然、これは特定疾患への指定を願っての要望も含まれております。そういう中で、現在治療する薬がないということもあえて患者の皆様が御要求をされているというような内容であります。

また、先ほどの希少疾病用医薬品の早期承認と医療費の件についてまた御質問がございましたけれども、患者の負担軽減がどの程度かと言われましたが、これは現在も日本で56件ほど難病に指定されておりますが、そういう難病に指定されれば患者の経費は全て負担されるということと私は承知しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

難病と認定されれば要するに負担軽減、当然負担がなし、ゼロということもあり得るわけなんです。そういうことを言っているのではなくて、今現状においてこういう状況であるから、ここをこういうふうに直してほしい、するようにしていただきたいというのが請願の中身であろうと思っておるわけです。ですから、今は現状こういう形になっているけれども、こういうふうにしてほしいというふうにしたほうがよからうではないかということの私の意見なんです。

この内容がどうのこうのということは、一つの問題点は、難病の特定がなされている人となされていない人の違いだと思っておるわけです。難病指定の場合は、いろんな形でいろんな研究がなされている。それは補助金等が出されているからですね。けれども、難病か難病じゃないかということすらわからない難病があるわけなんです、わからない病気というのが。そういう治療のやり方もわからない、薬もないというような中において、早くその人たちを助けるためにどうしたらいいかということになれば、これは薬品会社と、また大学の教授たちと力を合わせてやる以外はないわけなんです。

そうすると、そのお金はどこから出るかということが第一だと思っているわけなんです。ですから、そういう経費、そういう予算を多く求めるような提言がよろしかろうというふうに思っておるわけなんです。ですから、文面の中において、非常にいいことも書かれておりますけれども、私としては少し不同意なところもありますので、もう少し精査いただければ幸いかなと思っております。

5番（臼井悦子君）

貴重な御意見ありがとうございました。

現段階では、ただいまこのように意見書として提案させていただいておりますので、何とぞこのように御理解いただきまして提案とさせていただきたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 中村君。

10番（中村重光君）

この発議3号については、弱者を救済するというようなことで、まことに結構な御提案やとは思いますが、提案者に質問しますが、私、幾つかこういう発議とか意見書を数の論理で採択された記憶がある。それで、僕もこれ賛成してあげますが、やりっ放しではあかんよ、やりっ放しでは。せっかく本巢の議会で可決したら、2の矢、3の矢を打たな。そういう意味で、臼井議員、あなた、これもここで御賛同、可決を見たら、あなた第2と第3と行動を何か起こされるのか、お考えがあったらお聞きしたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

臼井議員。

5番（臼井悦子君）

この意見書につきまして、皆様から御賛同が得られましたならば、私は岐阜市近郊の市にも呼びかけまして、ぜひともこの提案をさせていただきたいということを考えております。

また、さらに御本人から署名活動もおやりになっているということなので、署名活動のための用紙もいただいております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

提出者が原文のままというふうの発言でございました。ここには（案）と書かれておりますので、少しぐらいは訂正を、いろんなところを直すところを直していただければ賛成もできるかと思っておりますけれども、私の立場として、また市会議員の立場として、このままの文章で出すことには少し抵抗があるかと思っておりますので、反対とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。今、反対の討論がありましたが、賛成の討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

提案者の臼井議員とともに、私もこの陳情を出された方にお会いしてまいりました。そして、本人の姿も見てまいりました。そういった中で、少しでも早く解決の方向に向かうべきだということで、今回提案に賛成することにしたわけであります。

ただ、国のほうが本気になって取り組まないと、なかなか進まないという現状の中で、こうした地方からでありますけれども、この声を本巣市議会で上げ、さらには先ほど臼井議員が言われたよ

うに周りにも広げていく、そういう大きな一歩になることを願って、この提案には賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第3号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成25年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。23日間にわたりまして、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員